

<目 次>

**第1部
総 則**

第1章 計画の目的・方針

第1節 三重県の地震・津波対策の考え方	9
第2節 計画の位置づけ及び構成	13

第2章 計画関係者の責務等

第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割	18
第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 三重県の特質	31
第2節 三重県における既往の地震・津波災害	36

第4章 被害想定等

第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定	40
第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定	51
第3節 地震・津波に関する調査研究の推進	56

**第2部
災害予防・
減災対策**

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進	63
第2節 防災人材の育成・活用	69
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	72
第4節 ボランティア活動の促進	76
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	80
第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進	84

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進	88
--------------------	----

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進	94
第2節 公共施設等の防災対策の推進	99
第3節 危険物施設等の防災対策の推進	102
第4節 地盤災害防止対策の推進	106

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備	110
-------------------	-----

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保	115
第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保	121
第3節 医療・救護体制及び機能の確保	127
第4節 応援・受援体制の整備	133
第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備	136
第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進	140
第7節 防災訓練の実施	148
第8節 災害廃棄物処理体制の整備	152

第3部 発災後対策	第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応
	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する防災対応
	第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する防災対応
	第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する防災対応
	発災後対策 節別タイムスケジュール 157
	第1章 災害対策本部機能の確保
	第1節 活動態勢の整備 161
	第2節 通信機能の確保 190
	第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 203
	第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 217
	第5節 広域的な応援・受援体制の整備 228
	第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等 234
	第7節 災害救助法の適用 238
	第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧
	第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 246
	第2節 水防活動 256
	第3節 ライフライン施設の復旧・保全 259
	第4節 公共施設等の復旧・保全 269
	第5節 ヘリコプターの活用 275
	第3章 救助・救急及び医療・救護活動
	第1節 救助・救急及び消防活動 279
	第2節 医療・救護活動 283
	第4章 避難及び被災者支援等の活動
	第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 289
	第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 298
	第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保 302
	第4節 ボランティア活動の支援 305
	第5節 防疫・保健衛生活動 309
	第6節 災害警備活動 313
	第7節 遺体の取扱い 316
	第5章 救援物資等の供給
	第1節 緊急輸送手段の確保 319
	第2節 救援物資等の供給 322
	第3節 給水活動 329
	第6章 特定災害対策
	第1節 海上災害への対策 334
	第2節 危険物施設等の保全 340
	第7章 復旧に向けた対策
	第1節 廃棄物対策活動 345
	第2節 住宅の保全・確保 349
	第3節 文教等対策 353
	第4節 災害義援金等の受入・配分 358

第4部	
復旧・復興	
対策	
第1章 復旧・復興対策	
第1節 激甚災害の指定	363
第2節 被災者の生活再建に向けた支援	365
第3節 復興体制の構築と復興方針の策定	371
特別対策	
東海地震に関する緊急対策	
(南海トラフ地震に関する情報(臨時))	
第0章 当面の対応	
第1節 国の当面の対応	377
第2節 県の当面の対応	380
第1章 対策の目的等	
第1節 対策の目的及び関係機関の役割	383
第2章 緊急対策	
第1節 地震災害警戒本部の設置等	391
第2節 社会の混乱防止のためにとるべき措置	394
第3節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	398
第4節 学校・園における児童生徒等の安全確保	403
第5節 救助・救急活動及び消防活動	404
第6節 医療・救護活動態勢の確保	405
第7節 緊急輸送態勢の確保	406
第8節 水防活動	408
第9節 緊急の交通・輸送機能の確保	409
第10節 広域的な応援・受援体制の整備	413
第11節 ライフライン施設の安全対策	414
第12節 公共施設等の安全対策	417
第13節 危険物施設等の安全対策	420
第14節 食料及び生活必需品等の確保	421
第15節 社会秩序の維持	423